

自営業、農業の方

児童名 (生年月日)	( . . . )	保育園名	保育園 在園・申込中
	( . . . )		保育園 在園・申込中
	( . . . )		保育園 在園・申込中
通勤時間※		時間	分

在園の方は在園している保育園名、新規入所希望の方は第1希望の保育園名をご記載ください。

※勤務先から園（または第一希望園）までの片道所要時間  
※通勤時間を考慮し、保育利用時間（標準または短時間）の認定を行います

## 自 営 業 届

年 月 日

(宛先) 流山市長

所在地

自営業中心者 氏名

電話番号

主たる就労先が自宅敷地外のオフィス・工場・倉庫・店舗等である場合、その住所を記載してください。日によって就労現場が異なる場合は、主な就労地の地域をご記入ください。

下記の

氏名	住所：		
勤務先住所	自宅 ・ その他（		
勤務開始（予定）日	年	月	日 から 勤務 ・ 勤務予定
業種	小売販売 ・ 飲食店 ・ 建築 ・ 不動産 ・ 生命保険 ・ サービス ・ 著作 ・ 芸術芸能 ・ その他（		
事業形態	・ 経営者 ・ 配偶者が経営者 ・ 親族が経営者		
会社の規模	従業員数 人（うち親族以外の従業員数 人）		
仕事内容	（具体的な仕事内容）		
危険物取扱いの状況	※危険物取扱いがある場合は、○をつけてください。 火気 刃物 機械 劇物 その他（		
勤務日数	1 か月 日	定休日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 不定休（週・月 日）
勤務時間	時 分 ~ 時 分（勤務時間 時間 うち休憩時間 時間）		
直近6か月間の収入状況及び勤務日数	月分（ 日）	月分（ 日）	月分（ 日）
	円	円	円
	月分（ 日）	月分（ 日）	月分（ 日）
	円	円	円
産前産後休暇期間	年 月 日 ~ 年 月		
育児に伴う休業の取得（予定期間）	年 月 日 ~ 年 月		

<勤務開始日>  
「勤務予定」の場合、証明書発行時点では内定の状態であるため、就業開始後改めて「勤務」での自営業届の提出をお願いいたします。  
※入所審査の際、勤務予定と勤務では

- ・ 時間当たりの平均収入が千葉県の定める最低賃金を下回る場合、求職者として利用調整の算定を行う場合があります。
- ・ 記入内容が実際と異なる場合は、保育園の内定取消または入園解除とします。
- ・ 勤務内定で入園した場合、保育園入園後ただちに勤務の自営業届と自営を証明する書類（Ⅰ、Ⅱ）を御提出ください。
- ・ 育児に伴う休業は、法に基づく育児休業期間に準じ、最長で子が2歳に達する日前まで取得することができます。

※裏面もご記入ください。

【一週間の就労状況】

	月	火	水	木	金	土	
6:00	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">↑</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> </div>						
7:00		朝食、家事、送迎					
8:00							
9:00		開店準備					
10:00							
11:00		開店（接客等）					定休日
12:00		休憩					
13:00							
14:00							
15:00		開店（配達・回収等）					
16:00							
17:00							
18:00		送迎					
19:00							
20:00		家事、睡眠					
21:00							

火曜日から金曜日は月曜日と同様のスケジュール

・スケジュールが固定でない方は、平均または直近の1週間のスケジュールを記入してください。

【自営を証明する書類（Ⅰ、Ⅱ）】

Ⅰグループ（収入の分かる書類）と、Ⅱグループ（会社やお店の運営を確認できる書類）の中から、それぞれ一枚ずつ、写しを添付してください。

※添付したものに、チェックをつけてください。

Ⅰ	収入の分かる書類 （直近6か月分を提出してください。復職予定で申し込む方は、産休前の6か月分を提出してください。）  <input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録 <input type="checkbox"/> 売上台帳・売上の分かる通帳の写し
Ⅱ	会社やお店の運営を確認できる書類  <input type="checkbox"/> 税務署に提出する個人事業の開業届 <input type="checkbox"/> 営業許可書 <input type="checkbox"/> 事業所やお店を開業していることがわかる、パンフレット・チラシ・ホームページ <input type="checkbox"/> 事務所やお店の賃貸契約書

・内定の場合は、勤務後ただちに勤務の自営業届と自営を証明する書類（Ⅰ、Ⅱ）をご提出ください。

・ご提出がない場合は、客観的な勤務がないとみなし、就労とみなせません。

※表面もご記入ください。